

## 令和8年度 住民生活実態および幸福度に関するアンケート調査業務委託 仕様書

### 1. 業務の目的

社会情勢や生活環境が大きく変化する中、本町で暮らす高齢者をはじめ、現役世代や若者など多くの住民から、今後の暮らしに対する心配の声が上がっており、現在の生活の中にある「困りごと」や実態を丁寧に把握することが求められている。一方で、本町の地方創生戦略である「第3期 まちを将来世代につなぐプロジェクト」において、新たに「自然環境づくり」が重点領域として追加されるなど、持続可能な地域社会に向けた新たなアプローチも進められている。

本調査は、こうした背景を踏まえ、現在の住民の暮らしの実態や「地域の可能性」を多角的に把握し、まちづくりを考えるための基礎データを整備することを目的とする。

あわせて、住民の幸福度（ウェルビーイング）と生活実態（自然環境、食、文化、経済、地域のつながり、公共交通、デジタル活用等）がどのように関与しているかを分析し、地域の課題解決策の検討や、将来のまちづくりの方向性を示すための客観的なデータとして活用する。

さらに、本調査結果を広く住民に公表し、住民同士が地域の将来について考え合う契機とすることを旨とする。

### 2. 業務名

令和8年度住民生活実態および幸福度に関するアンケート調査業務委託

### 3. 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

### 4. 提案上限額

1,380,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5. 調査の概要

#### (1) 調査対象及び規模

- ① 無作為抽出による住民 1,000名
- ② 上記以外の一般希望者（町の取り組みに関心が高い住民からの任意回答）

#### (2) 調査手法

紙の調査票（郵送配布）とWeb回答を併用するハイブリッド形式

## 6. 役割分担（業務の範囲）

本業務における委託者（神山町）と受託者の役割分担は以下のとおりとする。

### （1）委託者（神山町）が行う業務

- ① 調査対象者（無作為抽出 1,000 名）の抽出作業
- ② 調査票、案内状、返信用封筒等の印刷
- ③ 調査対象者への発送作業
- ④ 紙の調査票の回収（返信用封筒の宛先を役場とし、回収後に受託者へ引き渡す）

### （2）受託者が行う業務

次項「7. 委託業務の内容」に定める事項

## 7. 委託業務の内容

受託者は、委託者と協議のうえ、以下の業務を実施すること。

### （1）調査の企画・設計（調査票の作成）

- ① 現代の地域課題や幸福度に関する設問を設計し、調査票原稿を作成すること。
- ② 無作為抽出（匿名回答を基本）と一般希望者（任意回答）の2つの対象者層を考慮した調査フローを設計すること。
- ③ 一般希望者が回答する際、無作為抽出対象者との重複を排除・識別できるような仕組みを構築すること。
- ④ ユニバーサルデザイン等、幅広い世代（特に高齢者等）が回答しやすい調査票の設計（文字サイズ、平易な表現等）を行うこと。

### （2）Web 回答環境の構築および運用

- ① スマートフォンやパソコンから容易に回答できる Web アンケートシステムを構築・運用すること。
- ② システムは情報セキュリティに十分に配慮したものとする。

### （3）データ入力・集計・分析

- ① 委託者から引き渡された紙媒体の調査票のデータ入力、および Web 回答データとの統合・データクリーニング。
- ② 単純集計、クロス集計（属性別、回答スキーム別等）。
- ③ 高度なデータ分析：「住民の幸福度」を目的変数とし、各種生活実態（自然、交通、デジタル等）を説明変数とした相関分析や多変量解析等を行い、幸福度に影響を与える要因を明らかにすること。
- ④ 自由記述回答のテキストマイニング（頻出語句の抽出、傾向分析等）。

#### (4) 報告書の作成

- ① 調査結果報告書(全体版、概要版)の作成。
- ② 住民への公開や対話の場での活用を想定し、視覚的な図解やグラフを多用した、専門知識のない住民にも直感的に分かりやすいデザイン・レイアウトとすること。
- ③ 分析結果を踏まえた、まちづくりの課題と解決に向けた示唆(提言)をまとめること。

#### 8. 納品物

- ① 調査結果報告書(全体版1部、概要版1部)
- ② 調査票(確定版)
- ③ 単純集計表、クロス集計表
- ④ ローデータ(CSV形式等、個人が特定できないよう加工したもの)
- ⑤ 上記一式の電子データ(PDF、Word、Excel等)

#### 9. 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行において知り得た個人情報等を厳重に管理し、本業務以外の目的に使用し、または第三者に漏洩してはならない。本業務終了後は、委託者の指示に従い、速やかにデータを返却または完全に消去すること。
- (2) 神山町の条例・規則を遵守し、委託者にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、委託者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、関係各課との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4) 本業務により作成された成果物(報告書、データ等)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。また、円滑な構築・運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認することとする。